

## ○教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成31年3月26日

教育委員会規則第3号

改正 令和2年3月27日教育委員会規則第18号

令和2年5月28日教育委員会規則第21号

令和4年3月18日教育委員会規則第2号

令和4年6月28日教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

- 2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。
- 3 会長等は、会務を総理する。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができ

る。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 粉河学校給食センター運営委員会規則（平成17年紀の川市教育委員会規則第17号）
  - (2) 紀の川市文化財保護委員会規則（平成17年紀の川市教育委員会規則第54号）
  - (3) 河南学校給食センター運営委員会規則（平成26年紀の川市教育委員会規則第1号）
  - (4) 紀の川市教育支援委員会規則（平成27年紀の川市教育委員会規則第2号）  
(委員の任期の経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に附属機関の委員となっている者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委員の任期中は在任するものとする。  
(紀の川市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 4 紀の川市教育委員会事務局組織規則（平成30年紀の川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

附 則（令和2年3月27日教育委員会規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日教育委員会規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日教育委員会規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日教育委員会規則第4号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市教育委員会 外部評価委員会	5人以内	学識経験者	2年	教育総務課
紀の川市立学校適正 規模適正配置検討委 員会	15人 以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 学校長 (4) 住民の代表 (5) 教育委員会が必要と認め る者	委嘱の 日から 当該委 嘱の日 の属す る年度 の末日 まで	
紀の川市学校運営協 議会	210 人以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 住民の代表 (4) 学校長 (5) 教職員 (6) 教育委員会が必要と認め る者	2年	
紀の川市教育支援委 員会	30人 以内	(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 児童福祉施設を代表する 者 (4) 小中学校職員及び支援学 校教員 (5) 教育委員会が必要と認め る者	1年	
紀の川市粉河学校給 食センター運営委員 会	27人 以内	(1) 学識経験者 (2) PTA会長 (3) 学校長	1年	

		(4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認める者		
紀の川市河南学校給食センター運営委員会	40人以内	(1) 学識経験者 (2) PTA会長 (3) 学校長 (4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認める者	1年	
紀の川市文化財保護審議会	20人以内	学識経験者	2年	生涯学習課
紀の川市名手本陣保存整備委員会	6人以内	学識経験者	2年	
紀の川市図書館協議会	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 社会教育関係者 (4) 小中学校職員	2年	
紀の川市スポーツ賞選考委員会	13人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	生涯スポーツ課
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	11人以内	(1) スポーツ推進委員を代表する者 (2) 体育協会を代表する者 (3) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者 (4) 副市長及び市職員	1年	
紀の川市那賀B&G海洋センター運営委員会	5人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	5人以内	(1) 学識経験者 (2) スポーツ推進委員を代表する者 (3) 体育協会を代表する者 (4) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者	諮問から答申まで	